京都府国民健康保険団体連合会規約の一部を改正する規約

京都府国民健康保険団体連合会規約の一部を次のように改める。

（公告の方法）
第5条中「に」を「又は電子公告の方法により」に改める。
（事業）
第6条の次に次の１条を加える。

（健康保険に係る事業）
第6条の２　本会は、前条に定める事業の遂行に支障のない範囲で、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第5項の規定により健康保険の保険者から委託を受けて行う診療報酬の審査及び支払に関する事務に係る事業を行う。
２　前条第4項の規定は、健康保険の保険者について準用する。
第7条から第11条までの規定中「保険者」を「国民健康保険の保険者」に改める。
（脱退）
第9条中「この連合会」を「本会」に、「連合会の区域」を「本会の区域」に改める。
第12条の次に次の１条を加える。
（健康保険の保険者に係る手数料）
第12条の２　第6条の２第1項の規定による診療報酬の審査及び支払に関する事務を本会に委託した健康保険の保険者は手数料を支払わなければならない。
２　前項に規定する手数料の額、賦課方法等については、別にこれを定める。
３　手数料の額及び納期を決定したときは、ただちに、これを当該健康保険の保険者に通知するものとする。
４　当該健康保険の保険者が納付期限を経過してもなお手数料を納付しないときは、理事長は、期限を定めて、督促しなければならない。
（規約その他書類の備付）
第38条第2項中「保険者」を「国民健康保険の保険者」に改める。
附　則
この規約は、認可の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

（事業）

第 6 条第 4 項中「前 3 項」を「前 4 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

4　本会は、前 3 項に定める事業のほか、次に掲げる事務を行う。

(1)　障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 8 項の規定により市町村が委託する介護給付費及び訓練等給付費、同法第 32 条第 6 項に規定するサービス利用計画作成費及び同法第 34 条第 2 項に規定する特定障害者特別給付費並びにその他法令又は通知で定める給付（以下「障害介護給付費」という。）の支払に関する事務

(2)　児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 3 の規定により都道府県が委託する障害児施設給付費及び同法第 24 条の 7 に規定する特定入所障害児食費等給付費並びにその他法令又は通知で定める給付（以下「障害児施設給付費」という。）の支払に関する事務

（健康保険に係る事業）

第 6 条の２第 2 項中「前条第 4 項」を「前条第 5 項」に改める。

（負担金及び手数料）

第 12 条第 2 項中「並びに介護給付費の審査及び支払」を「、介護給付費の審査及び支払並びに障害介護給付費及び障害児施設給付費の支払」に改める。

（議決権の特例）

第 18 条の 2 の次に次の 1 章及び章名を加える。

第 4 章の 3　障害者自立支援給付事業関係業務に関する議決権の特例

（議決権の特例）

第 18 条の 3　第 6 条第 4 項に定める業務（以下「障害者自立支援給付事業関係業務」という。）に関しては、法第 86 条において準用する同法第 29 条の規定にかかわらず、会員たる国民健康保険組合は、議決権を有さない。

（特別会計）

第 40 条第 2 項の「及び介護保険事業関係業務特別会計」を「、介護保険事業関係業務特別会計及び障害者自立支援事業関係業務特別会計」に改める。

附　則

この規約は、平成 19 年 10 月 1 日から適用する。